

安全保障輸出管理ハンドブック

(第4版)



～海外への技術提供、貨物輸出はありませんか？
事前チェックが必要です！～

平成30年12月19日
名古屋工業大学 産学官金連携機構

はじめに

我が国においては、国際協調のもと、外国為替及び外国貿易法（以下、外為法という）に基づき、厳正な安全保障貿易管理がおこなわれています。外為法は、我が国と海外との経済的な取引の管理だけでなく、「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持」についてもその立法の目的としており、それに基づく安全保障貿易上の規制は、核やミサイル、生物・化学兵器など大量破壊兵器の製造、開発等への使用が可能な貨物の輸出や、そういった貨物に関わる技術の提供にまで及んでいます。

大学においても、近年、国際的な学术交流の高まりに伴い、外国人研究者や留学生・研究生の受入が年々増加しており、また国際連携による外国研究機関や企業等との共同研究も積極的に行われるようになっていきます。そういった意味で、大学の先端的な学術研究や高度な専門知識が、大量破壊兵器等の開発や軍事目的に利用されるおそれも高まってきています。

本学は、国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される技術の提供及び貨物の輸出は行わない、という方針のもと、平成22年2月に「安全保障輸出管理規程」を制定し、学長を最高責任者とする管理体制を整備いたしました。

本ハンドブックは、外為法に基づく安全保障輸出管理について、皆さんが注意すべき事項や、本学の輸出管理手続について記載しております。是非ご一読いただき、ご自身の研究情報や研究成果の適切な管理という面でも、技術提供や貨物輸出の事前チェックの必要性をご理解いただき、法令に従った輸出管理をおこなっていただくようお願いいたします。

名古屋工業大学理事・副学長
産学官連携センター長
江龍 修

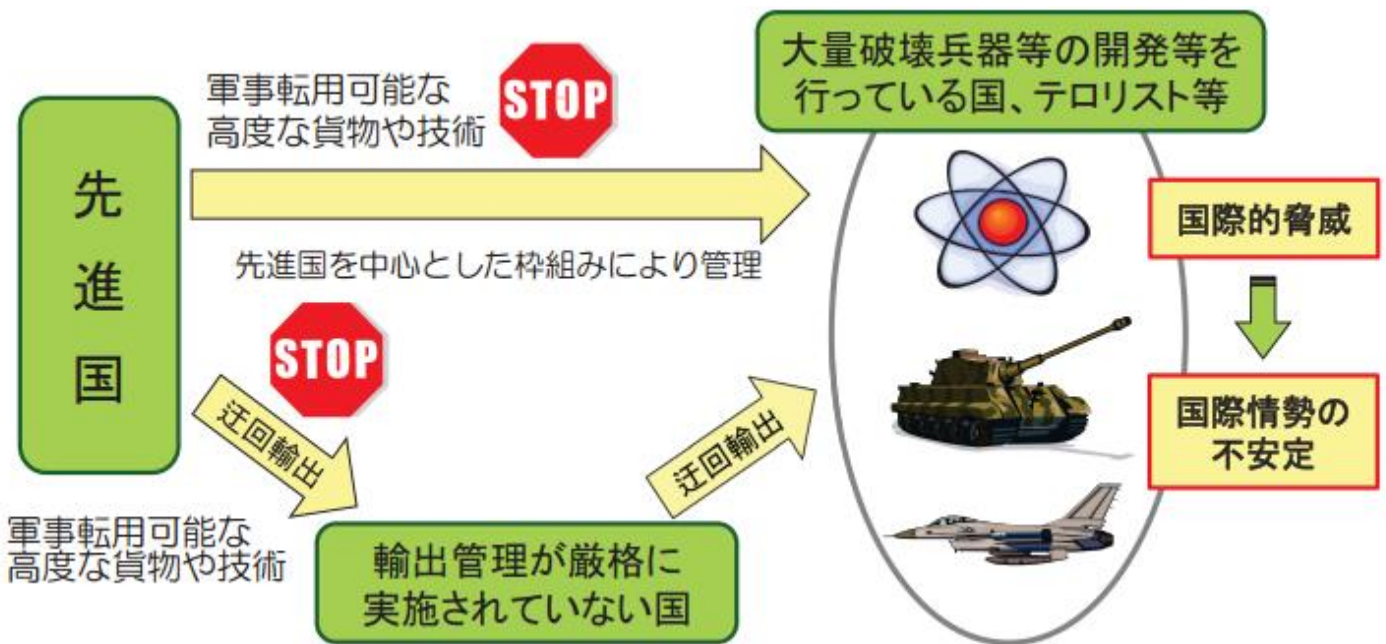
目次

項目	頁
1. 安全保障輸出管理の目的	1
【参考】 変化する懸念国等による調達活動	2
汎用品の懸念用途への転用例	2
2. 安全保障輸出管理の国際的な枠組み	3
3. 日本の安全保障輸出管理制度の仕組み	
(1) 日本の輸出管理制度	4
(2) リスト規制	5
(3) キャッチオール規制	5
(4) 外国ユーザーリスト	6
(5) 輸出等の許可	7
(6) 違反した場合の罰則	7
【参考】 貨物の輸出と技術の提供の違い	8
規制される技術の提供の範囲	8
4. 大学における安全保障輸出管理	
(1) 大学の教育研究と安全保障輸出管理	9
(2) 管理が必要な技術・学問分野	10
【参考】 大学における違反事例	11
5. 名古屋工業大学の輸出管理	
(1) 基本方針	12
(2) 管理体制	13
(3) 輸出管理手続	
1) 手続フロー	14
2) 事前チェック表による確認のポイント	
①留学生・外国人研究生・外国人研究者の受入	15
②海外出張時の情報提供	16
③外国企業・大学・研究機関等との共同研究	17
④外国への物品や書類の送付	18
⑤その他の情報提供	19
【参考】 米国再輸出規制について	20
6. 付録	
(1) 名古屋工業大学 安全保障輸出管理ホームページ	21
(2) 学内手続書類	22
(3) 経済産業省 安全保障貿易管理ホームページ	26
(4) 許可を要しない技術提供・貨物輸出（例外規定）	27
(5) 名古屋工業大学 安全保障輸出管理規程	28
(6) Q & A	34
7. 連絡・相談窓口	39

1. 安全保障輸出管理の目的

先進国がもっている高度な機械や技術が、大量破壊兵器を開発等している国などに渡った場合、国際的な脅威となり、情勢の不安定化を招きます。その脅威を未然に防止するために、先進国を中心とした枠組みを作って貿易管理に取り組んでいます。

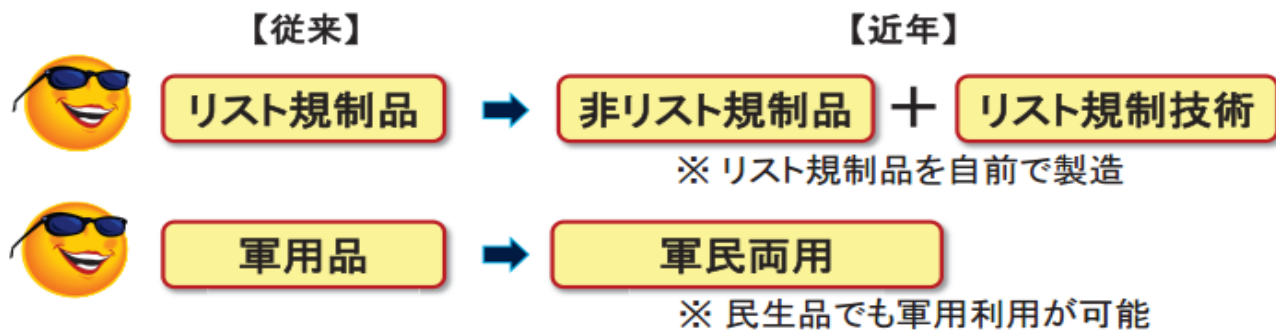
大学などの学術研究機関も、留学生、外国人研究者の交流や国際的な共同研究の場における研究情報や技術提供などにおいて、安全保障輸出管理の徹底が求められています。



注) 「大量破壊兵器」とは、核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイルをいう。
「開発等」とは、開発・製造・使用又は貯蔵をいう。

【参考】

◆変化する懸念国等による調達活動











懸念国やテロリストは、輸出管理が不十分な組織を狙うかも？



大量破壊兵器等の開発等に必要なが貨物・技術の多くが
軍民両用(デュアル・ユース)であり、**偽装も容易**。

◆汎用品の懸念用途への転用例

民生用途として輸出した貨物が輸出先で懸念用途に転用されるおそれ

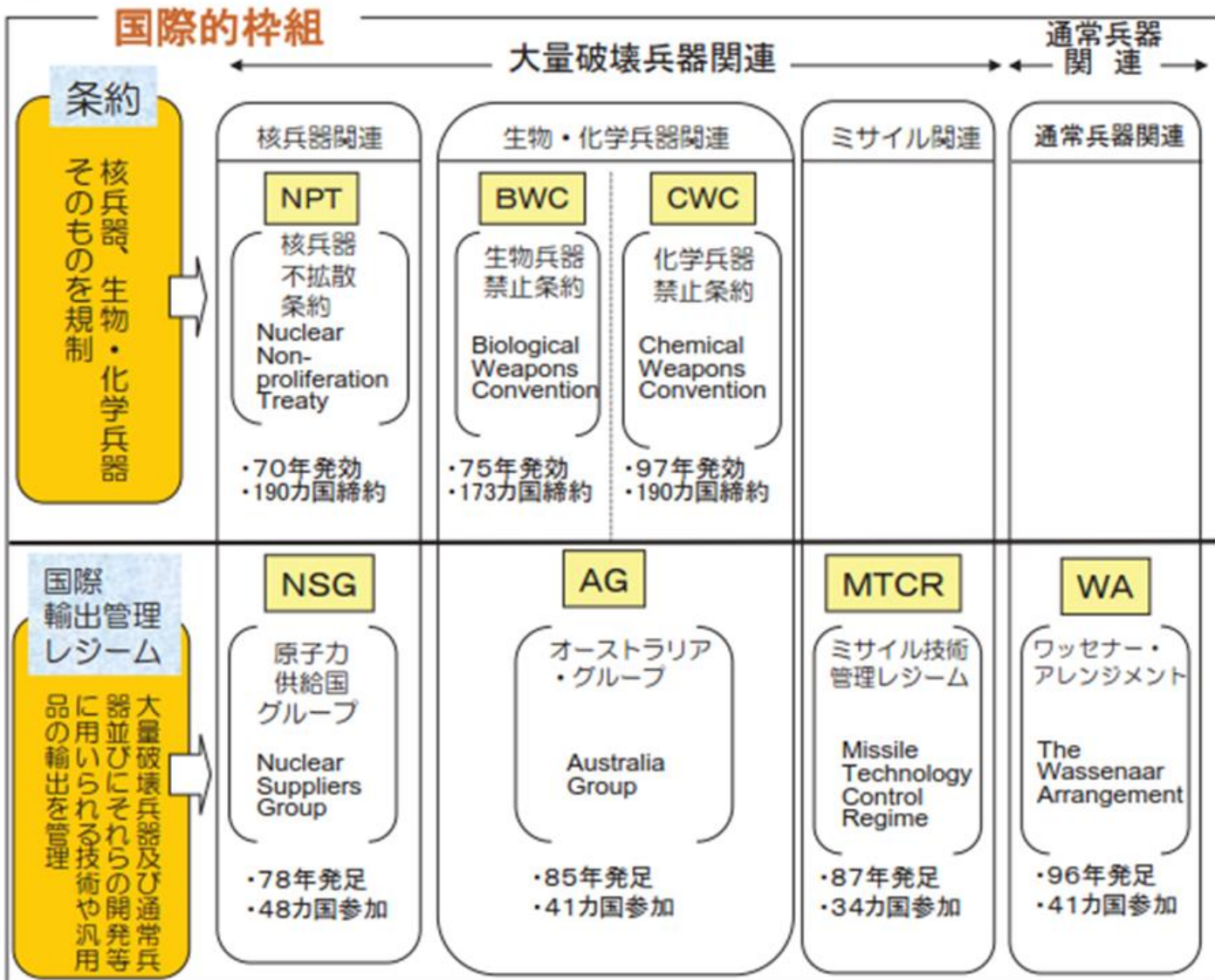
	懸念用途	民生用途
工作機械	ウラン濃縮用 遠心分離機の 製造 	自動車の製造 や切削 
シアン化ナトリウム	化学兵器の 原材料 	金属めっき 工程 
ろ過器	細菌兵器製造 ための 細菌抽出 	海水の 淡水化 
炭素繊維	ミサイルの 構造材料 	航空機の 構造材料 

2. 安全保障輸出管理の国際的な枠組み

安全保障関連の輸出規制は、国際的な平和と安全の維持を目的とした国際条約や国際的な合意等に基づいて多数の国の協調の下に行われております。

現時点における国際的な輸出管理の枠組みは、以下のとおり通常兵器関連のワッセナー・アレンジメント（WA）、核兵器関連の原子力供給国会合（NSG）、化学兵器と生物兵器関連のオーストラリア・グループ（AG）、及びミサイル関連機材・技術輸出規制（MTCR）の国際レジームと、輸出管理関連の条約として核不拡散条約（NPT）、化学兵器禁止条約（CWC）及び生物兵器禁止条約（BWC）があります。

◆国際輸出管理関連条約と国際輸出管理レジーム



2015年3月 現在

3. 日本の安全保障輸出管理制度の仕組み

(1) 日本の輸出管理制度

我が国の安全保障輸出管理制度は「外国為替及び外国貿易法」（外為法）で規制されており、貨物に関しては外為法第48条に、技術に関しては同第25条に規定されています。また貨物・技術ともに政令により、具体的に規制内容が定められており、貨物に関しては「輸出貿易管理令別表第1」に、技術に関しては「外国為替令別表」にそれぞれ定められています。

安全保障輸出管理関連法令の全体の構造としては、「法律」、「政令」、「省令・告示」、「通達」、「お知らせ」よりなっており、国際情勢や科学技術の発展・情報化の進展等に基づき、都度改正が行われます。

法律		政令			
外国為替及び外国貿易法（外為法）	(物) 貨物 第48条	輸出貿易管理令 (輸出令)	リスト規制 1～15項	大量破壊兵器 キャッチオール規制 (平成14年4月導入) 16項	通常兵器 キャッチオール規制 (平成20年11月導入) 16項
	輸出貿易管理令 別表第1				
第25条	役務 (技術)	外国為替令 (外為令)	外国為替令 別表		
			1～15項	16項	16項
物：機械、部品、原材料など 技術：物の設計、製造、使用に関する技術（ソフトウェアも含む）		規制になるもの	<ul style="list-style-type: none"> 武器 兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの 	リスト規制以外で、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれのあるもの	リスト規制以外で、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれのあるもの
ホワイト国 米、加、EU諸国等の輸出管理を厳格に実施している27カ国		規制対象地域等	全地域向けが対象	ホワイト国を除く全地域向けが対象	国連武器禁輸国向けが対象
国連武器禁輸国 国連の安全保障理事会の決議により武器の輸出が禁止されているイラク、北朝鮮、アフガニスタン等10カ国					※特定の品目については、ホワイト国を除く全地域が対象

(2) リスト規制

リスト規制とは、武器や国際的な輸出管理の枠組みで合意された兵器に転用可能な高度技術の汎用品について規制するもので、安全保障輸出管理関連政省令で対象品目とその技術が規定されています。

貨物の輸出や技術の提供を行う場合には、規制内容を一覧にした「貨物・技術のマトリクス表」等で確認して、規制に該当する場合は経済産業大臣の許可を受ける必要があります。（貨物・技術のマトリクス表は経済産業省 安全保障輸出管理ホームページに掲載されています）

また、リスト規制では、公知の技術や基礎科学分野の研究活動目的の技術、少額の貨物等について、例外規定が定められており、これらに該当する場合は、輸出許可不要となります。

経済産業省 安全保障貿易管理HP／ <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

(3) キャッチオール規制

リスト規制に該当するもの以外で、大量破壊兵器や通常兵器の開発等に用いられるおそれがある貨物等については、経済産業大臣の許可が必要になります。

これら貨物の輸出や関連する技術の提供を行う場合には、以下の点を確認しておくことが必要です。ただし、相手先が米国やカナダ、EU諸国等のように我が国と同様に厳格な輸出管理を実施しているホワイト国（注1）の場合は、キャッチオール規制の対象外となります。

- ① 技術や貨物が大量破壊兵器等の開発等に使用されるおそれがあるか？
- ② 相手先が懸念国・国連武器禁輸国（注2）の場合、技術や貨物が通常兵器の開発に使用されるおそれがあるか？
- ③ 相手先が大量破壊兵器の開発等に従事していないか？
或いは相手先が国連武器禁輸国、外国ユーザーリスト掲載機関か？

（注1）ホワイト国・・・「輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域」

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカの合計27ヶ国

（注2）懸念国・国連武器禁輸国・・・「輸出貿易管理令別表第3の2、第4に掲げる地域」

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラン、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダンの10ヶ国

(4) 外国ユーザーリスト

経済産業省が、大量破壊兵器の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。

このリストに掲載されている企業等に輸出等を行う場合には、それが大量破壊兵器の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要となります。

※外国ユーザーリストは毎年改定されますので、必ず最新版を経済産業省 安全保障貿易管理ホームページで確認して下さい。

経済産業省 安全保障貿易管理HP / <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

■国別の 掲載企業・組織数 (2018年5月2日)

国名	掲載数
アフガニスタン	2
アラブ首長国連邦	8
イスラエル	2
イラン	224
インド	4
エジプト	1
北朝鮮	143
シリア	20
台湾	1
中国	65
パキスタン	53
香港	3
レバノン	3
合計	529

■外国ユーザーリスト（抜粋）

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	<ul style="list-style-type: none"> ・Al Qaeda ・Islamic Salvation Foundation ・The Base ・The Group for the Preservation of the Holy Sites ・The Islamic Army for the Liberation of Holy Places ・The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders ・Usama Bin Laden Network ・Usama Bin Laden Organisation 	化学 C
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan パキスタン Islamic Republic of Pakistan	Ummah Tameer E-Nau (UTN)		核 N
}				
528	レバノン Republic of Lebanon	Shadi for Cars Trading		生物、化学、 ミサイル B,C,M,
529	レバノン Republic of Lebanon	Technolab	・Techno Lab	生物、化学、 ミサイル B,C,M,

(5) 輸出等の許可

規制に該当する貨物の輸出や技術提供をする際には、事前に経済産業大臣の許可を取得する必要があります。

輸出等の許可は必要な書類を用意して、経済産業省（本省）または経済産業局に申請をおこなうこととなります。

注）申請受理から許可までに、数週間かかりますので、早めに事前チェックをおこない、余裕をもって申請することが必要です。

(6) 違反した場合の罰則

規制対象となる貨物・技術を許可を取らずに輸出・提供してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合があります。

たとえば、法令を知らなかった、技術提供が規制対象であると知らなかったなど注意を怠ると、予期せぬところで違反を犯してしまう可能性があり、その結果、輸出者本人だけでなく、輸出禁止や信用失墜などで大学にも大きな損害を与えることになってしまいます。

刑事罰（外為法69条の6及び69条の7）

- 最大
- ・ 10年以下の懲役
 - ・ 個人：3000万円以下、法人：10億3000万円以下の罰金
（対象の物・技術の価格の5倍がそれぞれの金額を超える場合はその価格の5倍以下の罰金）

行政制裁（外為法53条）

- ・ 3年以内の、物の輸出・技術の提供の禁止

また、刑事罰や行政制裁に至らない場合でも、経済産業省から大学に対して警告がなされると、大学のイメージ悪化など社会的制裁を受けることとなります。

【参考】

◆貨物の輸出と技術の提供の違い

—日本—



貨物の輸出

—外国—



注意 ハンドキャリーでの持ち出しも輸出

研修員受入れ(非居住者)



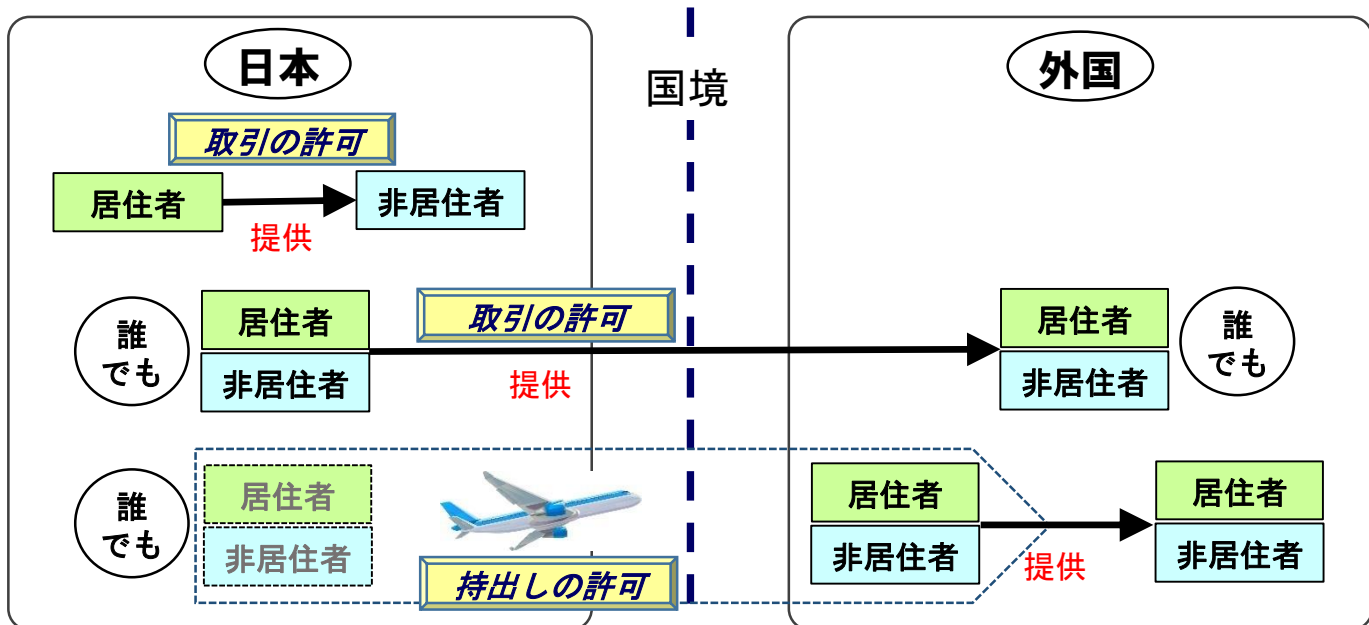
技術の提供

(技術データの提供、技術支援等による。)



注意 技術取引は日本国内においても発生する可能性あり！
(留学生・研究生への指導、外国人研究者への技術提供等)

◆規制される技術の提供の範囲



4. 大学における安全保障輸出管理

(1) 大学の教育研究と安全保障輸出管理

輸出管理の根拠法令である外為法は、「対外取引の正常な発展」とともに、「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持」をうたっています。

大学の研究も、こうした「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持」に無関係ではありません。

例えば、原子力工学や航空宇宙工学の研究は、核兵器や生物・化学兵器、それらの輸送手段となるミサイル等（大量破壊兵器等）の開発等にも使うことができ、微生物工学などの研究分野における技術的知見や先端科学技術の粋を集めた理化学機器、化学物質や微生物等がテロ支援国家とみなされる国にもたらされる可能性が考えられます。

一方、研究者や留学生の受け入れに際しても、特定国の特定大学や特定企業（外国ユーザーリスト掲載機関等）と関係のある人物を、大学が受け入れ、軍事転用可能な技術をうっかり提供してしまうということになれば、我が国の安全保障にとって問題となるだけでなく、我が国に対する国際的な信頼が失われる点でも、問題があります。

以上のことから、大学の研究や国際交流事業も、安全保障の観点から外為法の規制対象の例外ではなく、我が国と世界の安全を脅かす可能性があることを十分認識していただく必要があります。

懸念されるのは、安全保障上の危険性を意識しない形で海外に持ち出された大学の技術や貨物が大量破壊兵器等の開発・製造等に使われてしまうことなのです。

(2) 管理が必要な技術・学問分野

外為法の規制に関係の深い主な技術分野は以下のとおりですが、これら以外でも規制対象となり得ます。さらに、たとえ最先端の学問分野でなくとも幅広く規制対象となり得ますので、よくある分野として参考にしてください。

「◎」の表記がある技術分野は大量破壊兵器などに関連が深く特に留意が必要です。

- ◎原子力技術【原子核反応、中性子工学など】
- ◎精密機械技術、精密加工技術、精密測定技術
- ◎自動制御技術、ロボット技術
- ◎化学、生化学（特に人体に有害な化学物質、解毒物質）
- ◎バイオテクノロジー・医学（特に感染症・ワクチン）を含む生物学
- ◎高性能・高機能材料技術（耐熱材料、耐腐食性材料など）
- ◎航空宇宙技術、高性能エンジン技術
- ◎航法技術
- 海洋技術
- 情報通信技術、電子技術、光学技術
- ◎規制される貨物の設計、製造、使用に係るプログラム開発技術
- シミュレーションプログラム技術など



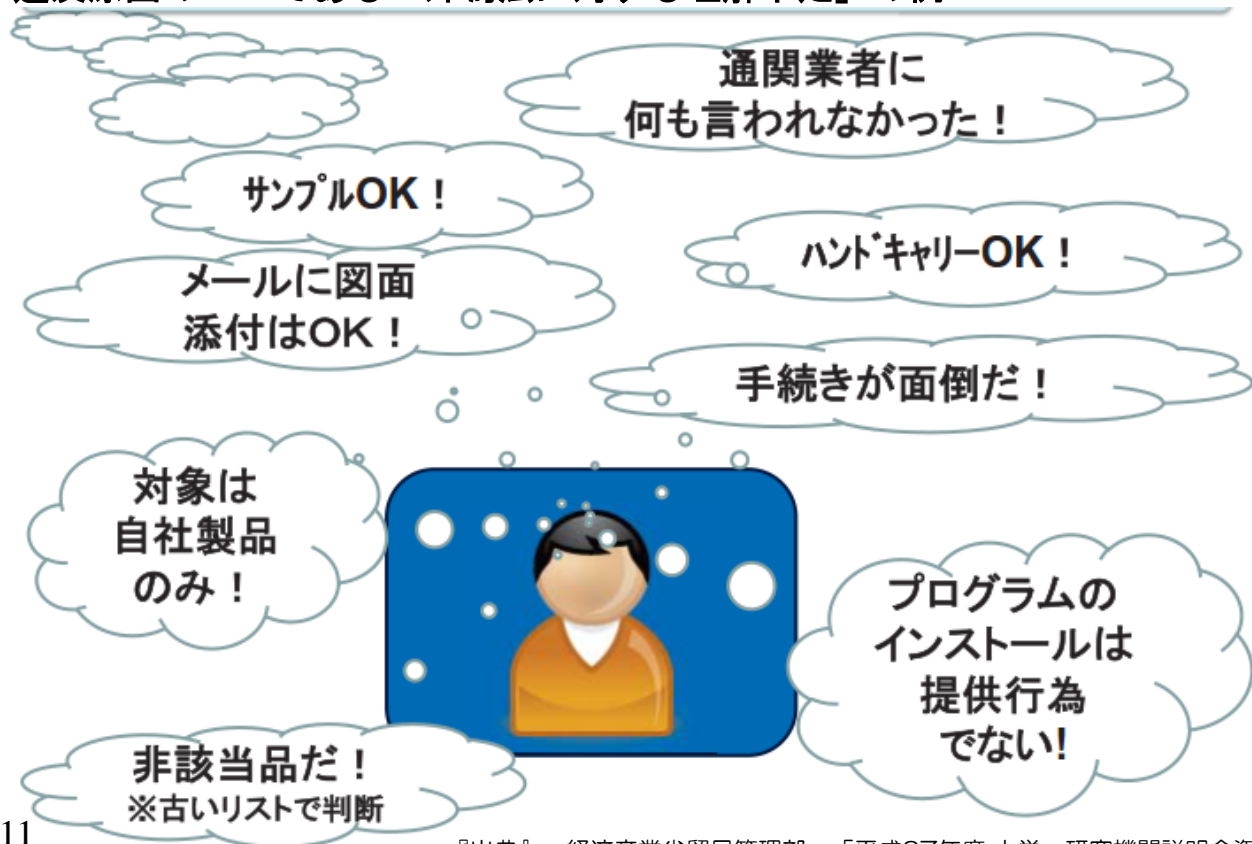
再先端の分野でなくとも、幅広く規制の対象となりますので、規制リスト（輸出貿易管理令別表第1や外為令別表など）規定されている具体的な対象貨物や技術を、一度確認するようにしてください。

【参考】

◆大学における違反事例

原因		内容
輸出許可証確認のミス	研究機関A; 輸出許可証の期限切れ	海外機関と共同で航空機に関する技術の研究を行っていたが、当該技術が外為法の対象技術のため、当初は適切に輸出許可を取得。しかし、企業合併に伴い、輸出管理の機能が一時的に低下し、当該取引の管理が十分に管理されず、輸出許可の <u>期限切れに気付かないまま技術の提供を継続</u> 。
	大学B; 輸出許可条件の不履行	海外での研究のため、赤外線カメラの輸出許可申請を行い、「積み戻し後、報告」の <u>条件付きで許可</u> されていた。しかし、提出期限を過ぎて報告を怠り、許可条件違反。
輸出手続き上のミス	研究機関C及び大学D; 出荷確認の不備	研究機関Cは共同研究先である大学Dに対し、該当品は許可が必要であるため、輸出許可を取得してから出荷するように指示をしていたが、出荷の際の再確認を怠り、大学Dが非該当品と一緒に <u>該当品を誤って梱包したため無許可輸出</u> 。
法令適用の判断ミス	大学E; 少額特例の利用に当たったミス	海外での研究のため、フレーミングカメラを輸出しようとしたが、持ち帰る貨物であったため、輸出申告額を10万円と記入し、 <u>少額特例を適用して輸出</u> 。実際の貨物購入価格は800万円であるため特例には当たらず、無許可輸出。

◆違反原因の一つである「外為法に対する理解不足」の例



5. 名古屋工業大学の輸出管理

(1) 基本方針

- 一. 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される技術の提供及び貨物の輸出は行わない。
- 二. 技術の提供又は貨物の輸出について関係法令を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って当該許可を取得する。
- 三. 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理体制を適切に整備し、充実をはかる。

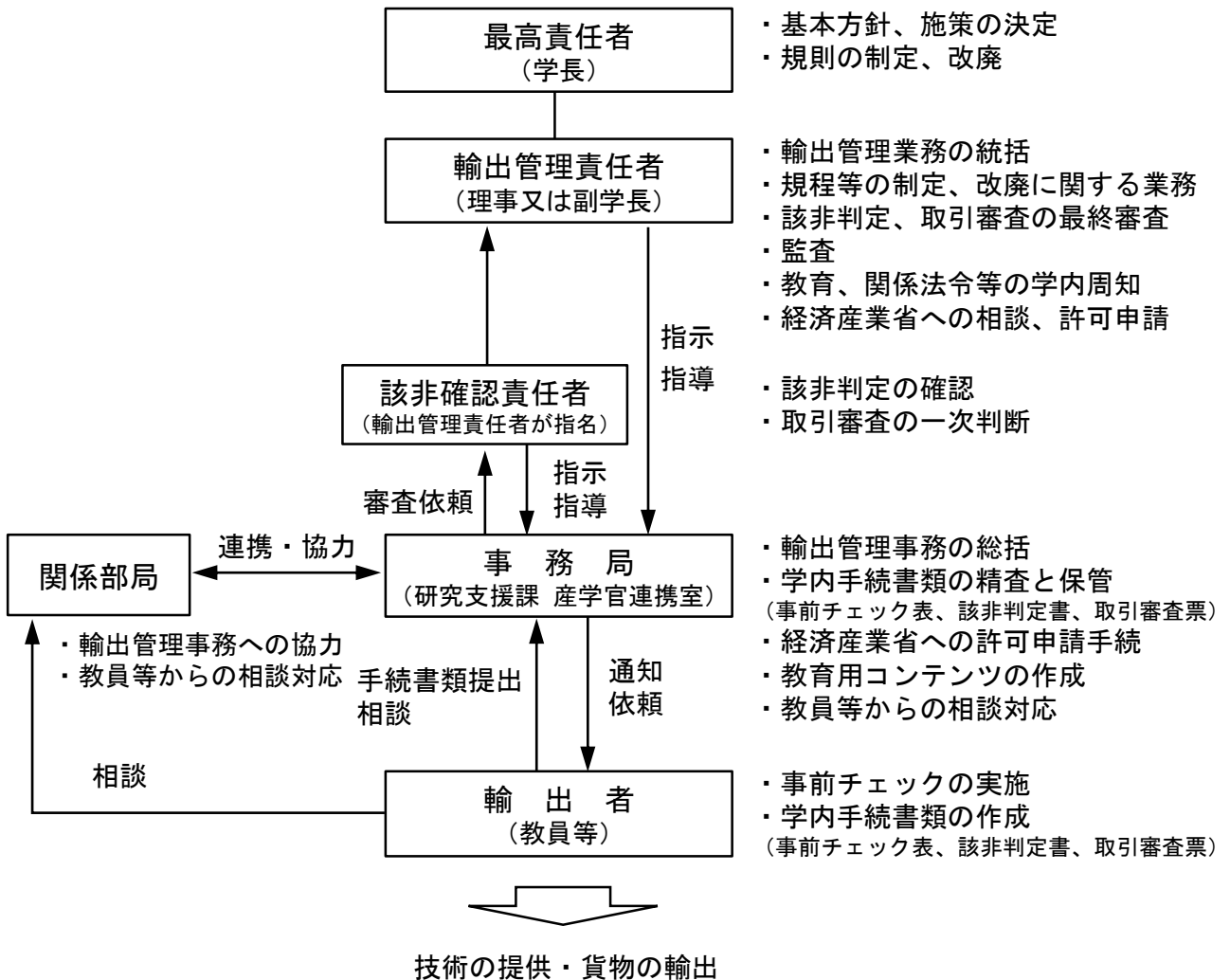


(2) 管理体制

本学の輸出管理体制は以下の通りです。

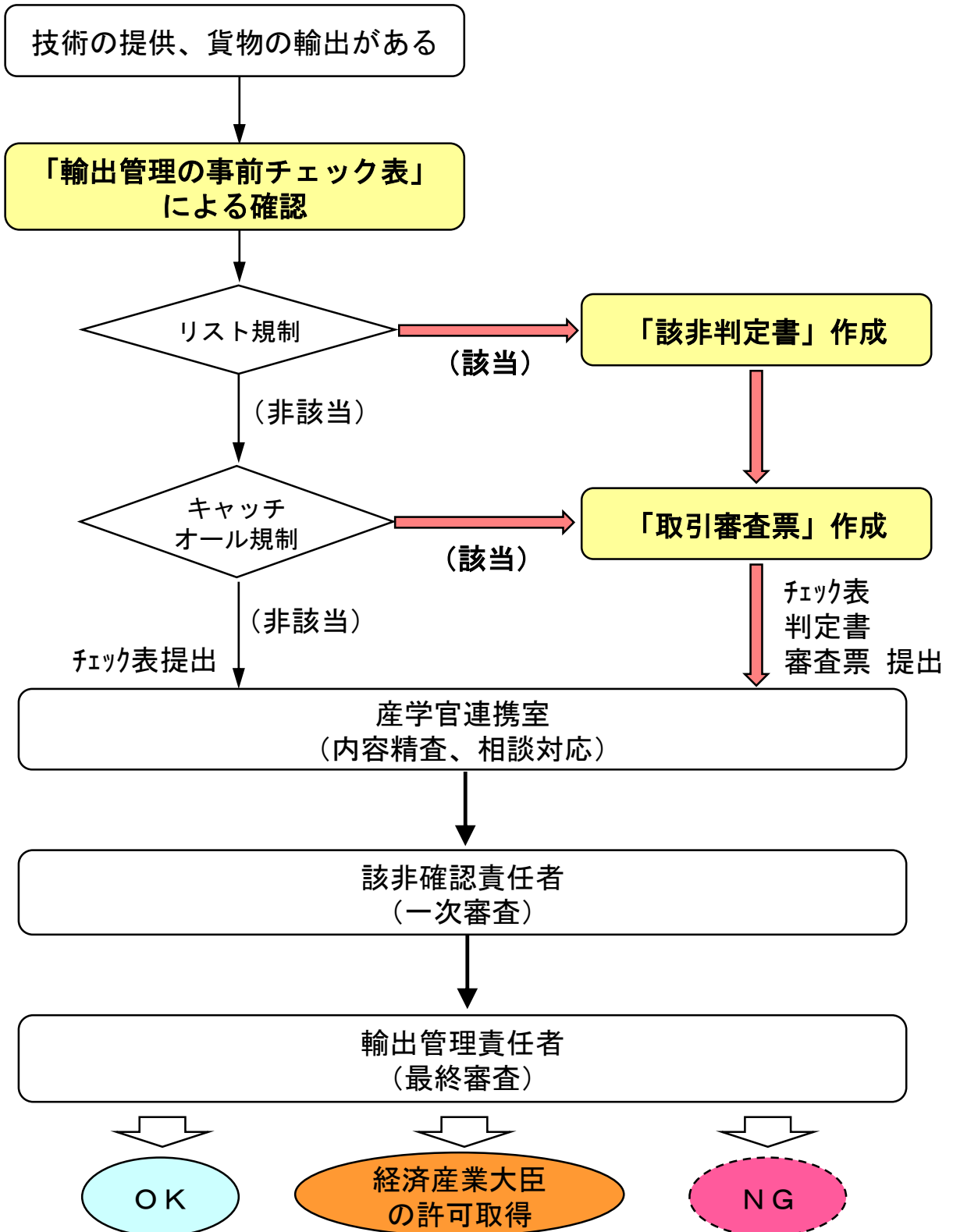
平成22年2月に制定した「安全保障輸出管理規程」に基づき、各々の役割を定めています。

《名古屋工業大学 安全保障輸出管理体制》



(3) 輸出管理手続

1) 手続フロー



2) 事前チェック表による確認のポイント

① 留学生・外国人研究生・外国人研究者の受入

i. いつまでに確認したら良いか

- 留学生・研究生・研究者を受入れる前まで
※輸出等の許可取得を考慮すると、受入れ予定日の1ヵ月前が望ましい

ii. どんな点に注意して確認したら良いか

- 研究・指導において扱う情報が、外為法リスト規制に該当していないか
〔『貨物・技術のマトリクス表』で確認する〕
- 受入する相手の国籍・在籍国が、懸念国・国連武器禁輸国でないか
〔『輸出貿易管理令の別表第3の3, 第4』を確認する〕
- 受入する相手の出身又は在籍機関(大学, 研究所等)が、
以下に該当していないか
 1. 外国ユーザーリストに掲載がある
 2. 大量破壊兵器や軍事に関する情報がある
〔相手方からの提出書類、ホームページ等で確認する〕

上記に該当する場合は、産学官連携室に相談する。

iii. その他の注意点

- 来日後6ヵ月経過する前に状況(研究内容や相手方情報など)の変化があった場合は、改めて上記iiの確認が必要
- 在学時の非居住者への技術情報提供及び、帰国時の技術情報の持ち出しも外為法の規制を受けるので、それらについても上記iiの確認が必要
- 研究指導中に設備や機器等を使用する場合は、当該設備、機器等についても規制に該当するかの確認が必要

② 海外出張時（日本開催の国際会議参加も含む）の情報提供

- ・ 海外の大学，研究機関等を訪問し、研究，専門分野に関する打合せや討議等を行う場合
- ・ 国際会議，学会，シンポジウム等で研究成果等の発表を行う場合（不特定多数が出席する会議等は除く）

i. いつまでに確認したら良いか

■海外出張することが決まった時

ii. どんな点に注意して確認したら良いか

■提供（発表や意見交換等）する情報及び持参する物品（研究成果物やサンプル・試料・計測機器等）が、外為法リスト規制に該当していないか
〔『貨物・技術のマトリクス表』で確認する〕

■出張する国・地域が、懸念国・国連武器禁輸国でないか
〔『輸出貿易管理令の別表第3の3，第4』を確認する〕

■出張先（大学，研究所等）が、以下に該当していないか

1. 外国ユーザーリストに掲載がある
2. 大量破壊兵器や軍事に関する情報がある

〔出張先からの入手書類、ホームページ等で確認する〕

上記に該当する場合は、産学官連携室に相談する。

iii. その他の注意点

■研究室に在籍している学生が出張する場合も、上記 ii と同じ確認が必要

■研究・専門分野に関する意見交換や講演・発表は、技術情報の提供となり得ますので認識が必要

■研究成果物やサンプル・試料・計測機器等を持参する場合は、適切な通関手続きを行うことが必要

③ 外国企業・大学・研究機関等との共同研究

- ・外国企業の日本法人、国内企業の海外法人等との共同研究も対象
(国内企業との共同研究で、関連海外法人への情報開示がある場合を含む)

i. いつまでに確認したら良いか

- 共同研究契約書締結前まで（契約書なしの場合は、共同研究開始前まで）
※契約前に情報提供が発生する場合は、情報提供する前まで

ii. どんな点に注意して確認したら良いか

- 提供する情報及び成果物が、外為法リスト規制に該当していないか
〔『貨物・技術のマトリクス表』で確認する〕
- 相手先の存在する国・地域が、懸念国・国連武器禁輸国でないか
〔『輸出貿易管理令の別表第3の3, 第4』を確認する〕
- 相手先（企業, 大学, 研究所等）が、以下に該当していないか
 1. 外国ユーザーリストに掲載がある
 2. 大量破壊兵器や軍事に関する情報がある
〔相手先からの入手書類、ホームページ等で確認する〕

上記に該当する場合は、産学官連携室に相談する。

iii. その他の注意点

- 契約書等に双方の輸出管理法令の遵守条項を入れるようにする
- 契約書締結後、共同研究内容・相手先情報や情報開示範囲などの変化があった場合は、改めて上記 ii の確認が必要
- 成果物を輸出する場合は、適切な通関手続きを行うことが必要

④ 外国への物品や書類の送付

- ・EMSや国際宅配便等による、試料・サンプル・データ等の送付
- ・国際物流業者による、観測実験装置・計測機器等の送付
※市販の書籍・事務手続書類等は、除く

i. いつまでに確認したら良いか

■物品や書類を発送依頼する時まで

※輸出手続きを考慮すると、送付することを決めた時が望ましい

ii. どんな点に注意して確認したら良いか

■送付する物品・書類の内容が、外為法リスト規制に該当していないか
〔『貨物・技術のマトリクス表』で確認する〕

■送付先の存在する国・地域が、懸念国・国連武器禁輸国でないか
〔『輸出貿易管理令の別表第3の3, 第4』を確認する〕

■送付先（企業, 大学, 研究所等）が、以下に該当していないか

1. 外国ユーザーリストに掲載がある
2. 大量破壊兵器や軍事に関する情報がある
〔送付先からの入手書類、ホームページ等で確認する〕

上記に該当する場合は、産学官連携室に相談する。

iii. その他の注意点

■購入した物品等は、メーカーから該非判定書を入手して確認する

■EMSを利用する場合は、輸出許可要否・税関申告価格の確認が必要
(輸出許可要・税関申告価格20万円以上は、郵便局に持ち込みし発送依頼が必要)

■電子記録媒体（光ディスク・USBメモリ等）は、格納情報についても確認が必要

■税関申告価格20万円以上のものを送付する場合は、産学官連携室に相談する

⑤ その他の情報提供

- ・ 海外からの来訪者への研究情報等の提供（研究室，主要設備等の見学）
- ・ 電子メール，クラウドコンピューティングシステム等による、海外の研究者，企業，大学，研究機関等への技術情報、データ、プログラム等の送付

i. いつまでに確認したら良いか

- 来訪者 … 研究室・主要設備等を見学する予定が決まった時
- 情報送付 … 送付する前まで

ii. どんな点に注意して確認したら良いか

- 見学内容・送付情報内容が、外為法リスト規制に該当していないか
〔『貨物・技術のマトリクス表』で確認する〕
- 来訪相手の国籍・在籍国又は送付先の存在する国・地域が、懸念国・国連武器禁輸国でないか
〔『輸出貿易管理令の別表第3の3，第4』を確認する〕
- 来訪相手又は送付先の団体・機関等が、以下に該当していないか
 1. 外国ユーザーリストに掲載がある
 2. 大量破壊兵器や軍事に関する情報がある〔相手側からの入手書類、ホームページ等で確認する〕

上記に該当する場合は、産学官連携室に相談する。

iii. その他の注意点

- 論文の共同執筆で必要なデータを海外の研究者とメール等でやり取りすることも、データの内容によっては輸出許可が必要
- 来訪者へ設備や機器の使用方法などを提供する場合、当該設備・機器についても規制に該当するかの確認が必要
- クラウドコンピューティングシステムを本人のみが利用する場合でも、利用契約や利用方法により規制対象となるので、それらの確認が必要

【参考】米国再輸出規制について

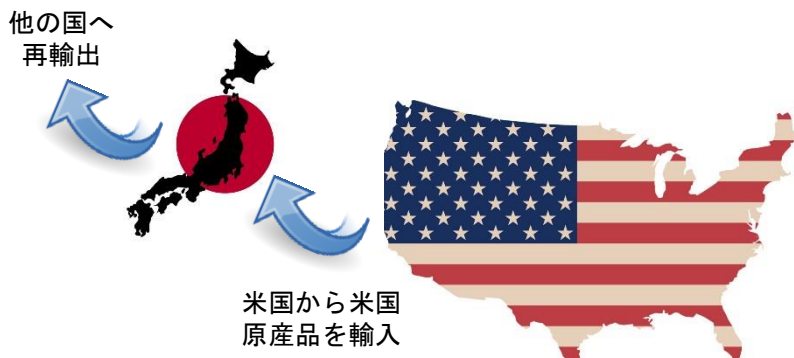
輸出する貨物が米国製品の場合、日本の輸出規制とは別に、「米国再輸出規制EAR）」によって輸出や持ち出しが規制される場合がありますので注意が必要です。製品の購入先などに確認するか、産学官連携室へ相談して下さい。

◆対象となるもの

- ・ 米国で生産された品目、米国原産品目（貨物、ソフトウェア、技術）
- ・ 米国原産品目を組み込んだ品目（米国製品組込品）
- ・ 米国原産技術・ソフトウェアから直接的に製造された直接製品（外国製品で、特定の米国規制技術が使用されている製品）

◆違反した場合、輸出禁止、懲役、罰金などの罰則が科されます。また、「Denied Persons」に指定され米国企業との取引禁止などの処置を受ける場合があります。

米国の企業・研究機関との共同研究等には注意が必要です



6. 付録

(付録 1) 名古屋工業大学 安全保障輸出管理ホームページ

URL : <http://tic.web.nitech.ac.jp/inside/export-management/>

安全保障輸出管理ホームページ
内容については、産学官金連携機構の下記
「学内教職員向け情報」から入って確認下さい。



安全保障輸出管理

安全保障輸出管理とは



輸出管理の概要を掲載

名古屋工業大学の輸出管理の基本方針、体制、規程等



学内体制、ルールを掲載

* 上記コーナーに、「安全保障輸出管理ハンドブック」を掲載しています。

名古屋工業大学における輸出管理手続



学内手続きを掲載
(事前チェック表様式)

◇輸出管理の事前チェック表 (技術提供)

◇輸出管理の事前チェック表 (貨物輸出)

(参考) 安全保障輸出管理に関する情報

* 上記コーナーに、H29年6月27日に開催した説明会の資料を掲載しました。

FAQ (よくある質問)

(付録 2) 学内手続書類

① 輸出管理の事前チェック表 (技術提供)

(別紙様式1-1)

平成 年 月 日

表面

輸出管理の事前チェック表(技術提供)

このチェック表は、下記活動の実施に当たり、安全保障輸出管理に必要なものです。以下の設問等について事前チェックを行ってください。(貨物輸出がある場合には、別紙様式1-2の事前チェックも行ってください)

技術提供の区分(該当にレ点を付す)

1. 留学生、研究生の受入指導 2. 外国人研究者の受入 3. 海外からの来訪者受入
4. 海外研究者とメール等で研究情報交換 5. 海外の大学等へ出張し研究活動及び情報交換
6. 外国企業等との共同研究(契約)による研究情報交換 7. 海外の学会・会議等で研究成果を発表
8. ソフトウェアの提供 9. その他の技術提供 ()

提供の時期(対象の期間) 年 月 日 ~ 年 月 日

提供する技術(プログラム含む)の内容

技術又は研究の名称と概要		
上記技術又は研究の対象や目的等	対象としているもの	
	目的や狙い	
	提供する情報又は指導の範囲	<input type="checkbox"/> 法則や定理等の基礎に関すること <input type="checkbox"/> 応用に関すること <input type="checkbox"/> 実用化に関すること <input type="checkbox"/> その他 ()

確認事項1(提供技術に対するチェック)

◆ 上記の提供する技術について以下をチェックし、指示に従って手続きして下さい。

- ① 公知となっている内容である (「はい」の場合は、下段を記入する) はい いいえ
- 公知となった日: _____ ⇒相手方の概要へ | ②へ
- 公開した媒体や学会名等: _____
- ② 外為法 規制リストの規定内容に該当しない内容である (経済産業省HP掲載の貨物・技術のマトリックス表参照 URLは以下) 確認した項番を下に記入する はい いいえ
- http://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html () ↓相手方の概要へ ☆手続1へ

☆手続1: 相手方の概要記入と確認事項2をチェックし、産学官連携室へ連絡して下さい。(役務取引許可申請等の手続が必要です)

相手方の概要

国名	
----	--

※在籍国と出身国が違う場合は、両方記載下さい。その際は出身国を()で囲んで下さい。

機関・団体名	
個人氏名	

※現在どこにも在籍していない場合は、出身機関を記載下さい

確認事項2(相手方に対するチェック)

◆ 上記の相手方について以下をチェックし、指示に従って手続きして下さい。

- ③ 名古屋工業大学と雇用契約を締結している。又は末日後6か月経過している。 はい いいえ
- ※「はい」は右記を記入→(契約日(予定日) 年 月 日/末日 年 月 日) ↓④へ ↓④へ
- ④ ホワイト国の関係者である。 はい いいえ
- (産学官連携センターHP掲載の「ホワイト国」参照 URLは以下) ☆手続2へ
- http://www.tic.nitech.ac.jp/?page_id=587 ※北朝鮮は原則提供禁止

☆手続2: 用途・需要者(相手方)について裏面の「安全保障輸出管理チェックリスト」で詳細チェックを行って下さい。

安全保障輸出管理について上記のとおり事前チェックを行いましたので提出します。

名古屋工業大学長 殿

所属・職名

輸出者氏名



内線電話

注1. この事前チェック表は輸出者が作成し、該当判定書作成有無にかかわらず提出してください。
 注2. 事前チェックで不明な点は「担当部門」にご相談ください。

② 輸出管理の事前チェック表（貨物輸出）

(別紙様式1-2)

平成 年 月 日

表面

輸出管理の事前チェック表(貨物輸出)

このチェック表は、下記活動の実施に当たり、安全保障輸出管理に必要なものです。以下の設問等について事前チェックを行ってください。

貨物輸出の区分(該当の口にレ点を付す)

1. 海外の研究機関等との共同研究による貨物(機器・試作品等)の輸出
2. 海外での実地観測等のため、観測資材等を輸出
3. 外国製の研究機器を修理・改造等のため、メーカー等に輸出
4. 試作品、材料・試料等の評価のため、外国の研究機関等へ輸出
5. その他の輸出(具体的な内容: _____)

※ 貨物の輸出には、渡航者自身がハンドキャリーで持ち出す場合も含まれます。

・海外出張時にハンドキャリーする場合は、右欄をチェックする → ハンドキャリーする

貨物輸出の時期 平成 年 月 日

輸出貨物の名称等

名称及び型番	名称:	型番:
概要及び仕様		
数量・価格	数量又は重量:	価格又は価値:

※書類・情報を格納した記憶媒体やPC等の場合は、「輸出管理の事前チェック表(技術提供)」でのチェックが必要

確認事項1(輸出貨物に対するチェック)

- ① 上記の輸出貨物は、食料品または木材か。 はい いいえ
→輸出先の概要へ | ②へ
- ② 外為法のリスト規制対象品目及び規定内容に該当しない貨物である。確認した項目を下に記入する はい いいえ
(経済産業省HP掲載の貨物のマトリックス表参照 URLは以下) | 輸出先の概要へ ☆手続1へ
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html ()

☆手続1: 輸出先の概要記入と確認事項2をチェックし、産学官連携室へ連絡して下さい。(輸出許可申請等の手続が必要です)

輸出先の概要

国名	相手先	(機関名)	
		(個人名)	

確認事項2(輸出先に対するチェック)

- ③ 輸出先は、懸念のないホワイト国か。 はい いいえ
(産学官連携センターHP掲載の「ホワイト国」参照 URLは以下) | チェック終了 ☆手続2へ
http://www.tic.nitech.ac.jp/?page_id=587

※北朝鮮は輸出禁止

☆手続2: 用途・需要者(輸出先)について裏面の「安全保障輸出管理チェックリスト」で詳細チェックを行ってください。

安全保障輸出管理について上記のとおり事前チェックを行いましたので提出します。

名古屋工業大学長 殿

所属・職名 _____

輸出者氏名 _____ (印)

内線電話 _____

注1. この事前チェック表は輸出者が作成し、該当判定書作成有無にかかわらず提出してください。 提出先: 研究支援課

注2. 事前チェックで不明な点は「担当部門」にご相談ください。 産学官連携室 280701

③ 安全保障輸出管理チェックリスト表 … <事前チェック表の裏面>

(別紙様式2)

安全保障輸出管理チェックリスト

名古屋工業大学

裏面

チェック日： 平成 年 月 日 チェック者： 

1. 用途の確認 (非ホワイト国等、キャッチオール規制対応)

*全ての項目をチェックして下さい

(1) 提供技術又は輸出貨物が兵器等の開発等に用いられないか又はその懸念はあるか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(2) ① 核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用若しくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
② 核融合に関する研究	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
③ 原子炉又はその部分若しくは附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
④ 重水の製造	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑤ 核燃料物質の加工又は再処理	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑥ 軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行う行為か (「はい」の場合は該当項目にチェックを付す)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> a. 化学物質の開発若しくは製造	a~dをチェック
<input type="checkbox"/> b. 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵	
<input type="checkbox"/> c. ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵	
<input type="checkbox"/> d. 宇宙に関する研究	
(3) 国連武器禁輸国向けの場合で通常兵器の開発、製造若しくは使用	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(4) 用途に関して、その他の輸出管理上の懸念があるか (「はい」の場合は該当項目にチェックを付す)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> a. 用途を明らかにしようとしな	a~dをチェック
<input type="checkbox"/> b. 通常は考えられないほどに有利な条件(価格、引き渡し、保守等)を提示された。	
<input type="checkbox"/> c. 説明された用途と相手先の研究内容等に齟齬がある。	
<input type="checkbox"/> d. その他()	

2. 需要者の確認 (非ホワイト国等、キャッチオール規制対応)

*全ての項目をチェックして下さい

① 需要者が大量破壊兵器等の開発等に関与の懸念ある企業・機関等として「外国ユーザーリスト」に掲載されている (経済産業省HP掲載の外国ユーザーリスト参照 URLは右) http://www.meti.go.jp/policy/anno/index.html	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
② 提供技術又は輸出貨物の仕向地が国連武器禁輸国・地域等の輸出管理懸念国である (イラン、イラク、北朝鮮、アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、レバノン、リベリア、リビア、ソマリア、スーダン)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
③ 需要者が大量破壊兵器等に開発等を過去に行っていた、又は現在行っている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
④ 需要者が軍又は国防に関する事務を行う行政機関である	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑤ 需要者が専ら軍需物資を研究、開発又は製造を行っている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑥ 需要者に関して、その他の輸出管理上の懸念があるか。(はいの場合は該当項目に○を付す)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> a. 相手方に関する詳細な情報が無い。又は情報提供を拒否された。	a~cをチェック
<input type="checkbox"/> b. 要望された技術又は貨物が相手方にとって必要と思われる。	
<input type="checkbox"/> c. その他()	

- ※ 1. 上記のチェックで「はい」がある場合は、技術の提供を保留し、産学官連携室に連絡下さい。
(取引審査票を作成し、該非確認責任者と輸出管理責任者の審査を受ける必要があります)
2. すべて「いいえ」の場合には、規制リスト「非該当」の技術提供は可となります。

280701

④ 取引審査票

(別紙様式4)

名古屋工業大学

取引審査票

申請日: 平成 年 月 日 申請者名: ⑧

件名			
提供又は輸出する国	国名: <国区分> <input type="checkbox"/> ホワイト国 <input type="checkbox"/> 懸念国 <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域 <input type="checkbox"/> その他の国・地域		
提供技術又は輸出貨物の名称と概要 (貨物の場合は送り状の品目を概要に記入する)	名称: <概要>		
該非判定結果	<技術の提供> 外為令別表: 項 () <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 該当の場合は右 () 内記入(貨物等省令第 条 項 号)		
	<貨物の輸出> 輸出令別表1: 項 () <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 該当の場合は右 () 内記入(貨物等省令第 条 項 号)		
	※不明や疑問がある場合は、産学官連携室に相談して下さい。		
相手先 (需要者)	名称(英字)		
	所在地	<個人の場合は所属機関名を右に記入>	
契約者 (需要者と異なる場合に記入する)	契約者の名称(英字):		
	契約者の所在地:		
用途 (入手した情報に基づき、記入する)	内容: 該当にチェック <input type="checkbox"/> 兵器関連 <input type="checkbox"/> 軍事関連 (<input type="checkbox"/> 医療用に設計された装置) <input type="checkbox"/> 用途の参考資料有(資料を添付する)		
用途・需要者チェック (①～③は、安全保障輸出チェックリストの裏面結果により記入する) (④は、明らかガイドラインシートを作成し、その結果を記入する)	①用途要件の「はい」が1つでもあるか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	②需要者要件に「はい」が1つでもあるか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	③外国ユーザーリストに掲載されているか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	④明らかガイドラインシートに「いいえ」が1つでもあるか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	⑤上記①～④の確認に不明点又は疑義があるか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
経産大臣からの通知	経産大臣から個別許可を申請すべき旨通知を受けたか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
取引経路(提供/輸出ルート)	→	→	
技術提供/輸出予定日	平成 年 月 日	契約がある場合は契約締結日	平成 年 月 日

一次確認	確認日	平成 年 月 日	該非確認責任者	⑧
	取引審査確認	<input type="checkbox"/> 承認する ※承認の条件 <input type="checkbox"/> 条件なし、 <input type="checkbox"/> 役務取引許可申請、 <input type="checkbox"/> 輸出許可申請、 <input type="checkbox"/> 少額特例適用(貨物輸出のみ) <input type="checkbox"/> その他()		
	上記判定理由	<input type="checkbox"/> 経産省へ相談 <input type="checkbox"/> 承認できない		

最終確認	確認日	平成 年 月 日	輸出管理責任者	⑧
	取引審査最終確認	<input type="checkbox"/> 承認する ※承認の条件 <input type="checkbox"/> 条件なし、 <input type="checkbox"/> 役務取引許可申請、 <input type="checkbox"/> 輸出許可申請、 <input type="checkbox"/> 少額特例適用(貨物輸出のみ) <input type="checkbox"/> その他()		
	上記判定理由	<input type="checkbox"/> 経産省へ相談 <input type="checkbox"/> 承認できない		

(付録 3) 経済産業省 安全保障貿易管理ホームページ

URL : <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

(貨物・技術のマトリクス表や外国ユーザーリスト等が掲載されている)

貨物・技術のマトリクス表
(規制リストを項番別に整理した表)

外国ユーザーリスト
(大量破壊兵器の開発等に懸念のある組織・団体)

経済産業省 安全保障貿易管理 Export Control

TOPICS

最新の制度改正

- ▶ 輸出貿易管理令の一部を改正する政令等について(2016.7.29)
- ▶ 外国ユーザーリストの改正について(2016.3.29)
- ▶ 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令等の一部改正について(2016.3.29)
- ▶ イラン向け大量破壊兵器等関連貨物の輸出等について(2016.1.22)
- ▶ 外国ユーザーリストの改正について(2016.1.22)

意見募集中の案件

説明会開催状況

- ▶ 安全保障貿易管理説明会
- ▶ 大学・研究機関向け説明会
- ▶ アジア地域向けセミナー^①

その他

- ▶ 機微技術管理ガイドンス
- ▶ テレビ番組
「世界は今、-JETRO Global

安全保障貿易管理の概要

申請手続き

企業等の自主管理の促進

関係法令

電子申請

キーワードで調べる

外為法改正 | **貨物・技術のマトリクス表** | 輸出管理内部規程 | 輸出者等遵守基準 | **外国ユーザーリスト** | 参考情報：政省令-EU規制番号対比表

新着情報

- ② 平成28年8月16日 説明会 平成28年度安全保障貿易管理説明会の開催スケジュールを更新いたしました。
- ② 平成28年8月4日 説明会 平成28年度大学・研究機関向け説明会の開催スケジュールを更新いたしました。
- ② 平成28年7月29日 説明会 平成28年度安全保障貿易管理説明会の開催スケジュールを更新いたしました。
- ② 平成28年7月29日 制度 輸出貿易管理令の一部を改正する政令等について。改正情報を掲載いたしました。

申請窓口

経済産業省 安全保障貿易審査課
(本館14F東8)
電話番号：03-3501-2801
東京都千代田区森が間1丁目3番1号

窓口の受付時間

午前：10：00～11：45
午後：1：30～ 3：30
※許可証の受領については、午後：5：00まで

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry
[経済産業省トップページ]

(付録 4) 許可を要しない技術提供・貨物輸出 (例外規定)

① 許可を要しない技術提供 (役務取引)

1. 日本国政府が外国政府に対して行う賠償又は無償の経済協力若しくは技術協力に関する協定に基づく取引
2. 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引で、以下のいずれかに該当するもの
 - イ 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
 - ロ 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
 - ハ 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引
 - ニ ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
 - ホ 学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引
3. 基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引
ここでいう「基礎科学分野の研究活動」とは、「自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。産学連携に係る共同研究等では、研究が特定の製品への応用を目的としているケースがあり、この例外に該当しない場合が多いことに注意すること。
4. 工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引
5. 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術であって必要最小限のもの取引 (プログラムは除く)
6. プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術であって必要最小限のもの取引
7. 市販のプログラムに関する取引 等

② 許可を要しない貨物輸出

一定の貨物において総価額が一定の額(5万円又は100万円)以下である場合は、輸出許可が不要とされています。(少額特例)

※武器、大量破壊兵器関連のもの、キャッチオール規制に該当する輸出、輸出貿易管理令別表第4に掲げる国(イラン、イラク、北朝鮮)向けの場合は、適用することができません。

(付録 5) 名古屋工業大学 安全保障輸出管理規程

平成22年2月24日 制定

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人名古屋工業大学（以下「本学」という。）の安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の基本方針を定め、適切な管理体制を構築整備することにより、輸出管理の確実な実施を図り、もって国際的な平和及び安全の維持の観点から我が国の教育研究機関として国際的責任を果たすことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学の役員、職員、その他本学に雇用されている者（以下「職員等」という。）が、非居住者に対して行う技術の提供及び外国において技術の提供をすることを目的とする取引並びに貨物の輸出に適用する。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。）及びこれに基づく輸出管理関連の政令、省令、通達等をいう。
- 二 非居住者 日本人にあつては外国にある事務所等に勤務する目的で出国し外国に滞在する者等を、外国人にあつては外国に居住する者、本邦に入国して6月未満の者（本邦にある事務所等に勤務する者を除く。）、外交官、国際機関の職員等をいい、外国為替法令解釈運用6-1-5及び6に掲げるものをいう。
- 三 技術の提供 非居住者への技術の提供又は外国において技術の提供をすることを目的とする取引をいう。
- 四 貨物の輸出 外国向けに貨物を送付すること、又は外国へ送付されることが明らかな貨物の国内取引をいう。
- 五 輸出者 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする職員等をいう。
- 六 リスト規制技術 外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の1から15までの項の中欄に掲げる技術をいう。
- 七 リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物をいう。
- 八 キャッチオール規制技術等 外為令別表の16の項に該当する技術及び輸出令別表第1の16の項に該当する貨物をいう。
- 九 需要者 技術の提供については当該技術を利用する者、貨物の輸出については当該貨物の需要者をいう。
- 十 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれら散布するための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。

- 十一 開発等 開発，製造，使用又は貯蔵をいう。
- 十二 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- 十三 該非判定 非居住者へ提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が，リスト規制技術等に該当するか否かを判定することをいう。
- 十四 取引審査 該非判定又は用途・需要者を確認する場合において当該判定又は確認の事項に該当するときに，本学として当該取引を行うかどうかを判断することをいう。

(基本方針)

- 第4条 本学の輸出管理の基本方針は，次のとおりとする。
- 一 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される技術の提供及び貨物の輸出は，行わない。
 - 二 技術の提供又は貨物の輸出について関係法令を遵守し，経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は，責任を持って当該許可を取得する。
 - 三 輸出管理を確実に実施するため，輸出管理体制を適切に整備し，充実を図る。

(最高責任者)

- 第5条 前条の基本方針に基づき，輸出管理に係る業務を適正かつ円滑に実施するため，輸出管理の最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き，学長をもって充てる。

(輸出管理責任者)

- 第6条 最高責任者の下で輸出管理業務を統括する輸出管理責任者を置き，最高責任者が指名する理事又は副学長をもって充てる。
- 2 輸出管理責任者は，次の各号に掲げる業務を行う。
 - 一 輸出管理に係る規程等の制定及び改廃に関すること。
 - 二 該非判定及び取引審査の最終判断並びに記録の保存に関すること。
 - 三 輸出管理業務の監査に関すること。
 - 四 輸出管理の教育に関すること。
 - 五 経済産業省への輸出管理業務に係る相談及び許可申請に関すること。

(該非確認責任者)

- 第7条 該非判定及び取引審査の確認を担当する責任者として該非確認責任者を置き，輸出管理責任者が指名する者をもって充てる。

(該非判定)

- 第8条 輸出者は，技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするときは，別に定める輸出管理の事前チェック表により判定を行わなければならない。
- 2 輸出者は，前項の判定において，該非判定が必要となる場合には，別に定める該非判定書を作成し，該非確認責任者の確認・指導を経て，輸出管理責任者の最終判断を受けるものとする。

(用途確認)

- 第9条 輸出者は、前条第1項の判定において用途確認が必要となる場合には、別に定める安全保障輸出管理チェックリスト（以下「安全保障輸出管理チェックリスト」という。）により、次の各号に該当するか否かを確認しなければならない。
- 一 リスト規制技術及びリスト規制貨物については、大量破壊兵器等の開発等若しくはそれ以外の軍事用途に用いられる、又はこれらのおそれがあること。
 - 二 キャッチオール規制技術等については、大量破壊兵器等の開発等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがあること。

(需要者確認)

- 第10条 輸出者は、第8条第1項の判定において需要者確認が必要となる場合には、安全保障輸出管理チェックリストにより、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする契約相手先、需要者等について、次の各号に該当するか否かを確認しなければならない。
- 一 経済産業省が作成する外国ユーザーリストに記載されていること。
 - 二 大量破壊兵器等の開発等を行う、又は行ったことが入手した資料等に記載されていること、又はその情報があること。

(取引審査及び外為法等に基づく許可の申請等)

- 第11条 輸出者は、技術の提供又は貨物の輸出が次の各号に該当する場合には、別に定める取引審査票及び取引審査に必要な資料（以下「取引審査票等」という。）を、該非確認責任者に提出しなければならない。
- 一 第8条第2項に規定する該非判定の結果、技術の提供又は貨物の輸出が輸出令別表第1の1の項から15の項、又は外為令別表の1の項から15の項に該当する場合
 - 二 第9条の第1号又は第2号のいずれかに該当する場合
 - 三 第10条の第1号又は第2号のいずれかに該当する場合
 - 四 経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知（インフォーム）を受けた場合
 - 五 第1号から第3号までに該当するか否か不明の場合又は疑義がある場合
- 2 取引審査票には、仕向地、技術等の名称、該非判定の結果、当該技術等の需要者、用途、取引経路等を取引の内容を事実にして正確に記入するものとする。
 - 3 該非確認責任者は、第1項の規定により取引審査票等の提出があった場合には、取引審査の確認を行った後、輸出管理責任者に対して、取引審査の最終判断を依頼するものとする。
 - 4 輸出管理責任者は、前項の依頼があったときは、取引審査の最終判断を行い、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な場合には、経済産業大臣に対して所定の許可申請を行うものとする。
 - 5 輸出管理責任者は、前項の許可申請の結果に基づき、その技術の提供又は貨物の輸出について、許可の可否を輸出者に通知するものとする。
 - 6 輸出者は、輸出管理責任者の承諾を得ることなく、当該取引を行ってはならない。

(契約書等への明示)

- 第12条 外為法上の許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出を行うときは、需要者との契約書等の書面を交わすものとする。
- 2 前項の契約書等には、原則として次の事項を明記するものとする。
- 一 日本政府の許可を受けなければならない技術の提供又は貨物の輸出については、許可を取得するまで当該契約は発効しないこと、又は許可を取得できないものは当該契約の対象から除外すること。
 - 二 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に転用しないこと。
 - 三 許可の条件を遵守すること。

(技術の提供及び貨物の輸出に係る管理)

- 第13条 輸出者は、リスト規制技術及びリスト規制貨物又はキャッチオール規制技術等の技術の提供又は貨物の輸出に際して、次に掲げる事項を確認しなければならない。
- 一 第8条から第10条までに定める手続きが終了し、内容に変更がないこと。
 - 二 外為法上の許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出について、経済産業大臣の許可を得ていること。
 - 三 技術の提供又は貨物の輸出が許可申請書等の記載内容と同一のものであること。
- 2 輸出者は、前項の確認ができない場合は、技術の提供又は貨物の輸出を取りやめ、輸出管理責任者に報告しなければならない。
- 3 輸出管理責任者は、前項の報告を受けたときは、事実関係を把握し、適切な措置を講ずるものとする。

(報告)

- 第14条 外為法等若しくはこの規程に違反する事実又は違反のおそれがあることを知った者は、その旨を速やかに輸出管理責任者に通報しなければならない。
- 2 輸出管理責任者は、前項の通報があった場合は、当該通報の内容を調査し、違反する事実の有無を確認するとともに、適切な措置を講ずるものとする。
- 3 外為法等に違反する事実が判明したときは、輸出管理責任者は遅滞なく最高責任者に報告するものとする。
- 4 最高責任者は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。

(監査)

- 第15条 輸出管理責任者は、本学における輸出管理が、外為法等及びこの規程の定めに基づき適正に実施されていることを確認するため、定期的に監査を実施するものとする。

(教育)

- 第16条 輸出管理責任者は、外為法等の遵守及びこの規程の理解とその確実な実施を図るため、職員等に対して、輸出管理に係る教育を計画的に実施するものとする。

(関係書類の保存)

第17条 輸出管理に関する文書、図画及び電磁的記録の保存期間は、技術の提供又は貨物の輸出を行った日の翌年度の4月1日から起算して7年間とする。

(罰則)

第18条 故意または重大な過失によりこの規定に違反した者及びその関係者は、国立大学法人名古屋工業大学職員就業規則（平成16年4月1日制定）、国立大学法人名古屋工業大学パートタイマー就業規則（平成16年4月1日制定）、国立大学法人名古屋工業大学再雇用職員就業規則（平成19年2月20日制定）及び国立大学法人名古屋工業大学特定有期雇用職員就業規則（平成19年9月11日制定）の規定により厳正に処分される。

(事務)

第19条 輸出管理に関する事務は、関係部局の協力を得て、研究支援課産学官連携室（以下、「産学官連携室」という。）において処理するものとする。
2 前項の関係部局とその協力事項は、別表のとおりとする。
3 関係部局は産学官連携室とともに、必要に応じて別表の協力事項の内容について、職員等の輸出管理に関する相談等に対応するものとする。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月26日規定第7号）

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

別表（第19条関係）

主な協力事項	担当課
大学院学生への研究指導	学務課
外国人留学生等の受入れ及び研究指導，学生の留学	学生生活課
産学官連携活動に伴う貨物輸出・技術提供， 外国人研究員のプロジェクト研究への参画 （受託研究，共同研究，技術移転，プロジェクト研究所関連）	研究支援課
施設見学等の外国からの訪問者への対応	総務課
職員等の海外出張及び兼業	人事課
貨物（物品）の輸出	経理課
国際交流活動に伴う貨物輸出・技術提供及び外国人研究者 への技術提供 （学生・職員等の交流，国際会議・シンポジウムの開催等）	国際企画室

1. 安全保障輸出管理全般

Q1-1. なぜ安全保障輸出管理が大学においても必要なのでしょうか？

A1-1. 輸出管理の根拠法令である外為法は、「対外取引の正常な発展」とともに、「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持」をうたっています。

大学の研究も、こうした「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持」に無関係ではありません。

例えば、原子力工学や航空宇宙工学の研究は、核兵器や生物・化学兵器、それらの輸送手段となるミサイル等（大量破壊兵器等）の開発等にも使うことができ、微生物工学などの研究分野における技術的知見や先端科学技術の粋を集めた理化学機器、化学物質や微生物等がテロ支援国家とみなされる国にもたらされる可能性が考えられます。

一方、研究者や留学生の受け入れに際しても、特定国の特定大学や特定企業（外国ユーザーリスト掲載機関等）と関係のある人物を、大学が受け入れ、軍事転用可能な技術をうっかり提供してしまうということになれば、我が国の安全保障にとって問題となるだけではなく、我が国に対する国際的な信頼が失われる点でも、問題があります。

以上のことから、大学の研究や国際交流事業も、安全保障の観点から外為法の規制対象に含まれる可能性があり、我が国と世界の安全を脅かす可能性があることを十分認識していただく必要があります。

懸念されるのは、安全保障上の危険性を意識しない形で海外に持ち出された大学の技術や資機材（貨物）が大量破壊兵器等の開発・製造等に使われてしまうことなのです。

Q1-2. どのような研究が安全保障輸出管理の対象となるのでしょうか？

A1-2. 研究分野ということに限っていえば、理・工・農・医・歯・薬学等のほとんどすべての理科系の研究分野で関係する可能性があります。そのうち、特に注意を要する分野として、例えば以下のような分野が考えられます。

- ・ 原子力分野
- ・ 航空宇宙分野
- ・ 化学分野
- ・ 生物学分野
- ・ 精密工学分野（制御工学、電子工学、機械工学等を含む）
- ・ 情報工学分野（通信工学、ソフトウェア工学を含む）

Q1-3. 安全保障輸出管理は、研究等を推進していく上でどのように役立つのでしょうか？

A1-3. 大学の研究者の方の中には、「確かに安全保障輸出管理は大学に必要なかもしれないが、結局は研究活動に制約を加えるだけのものでしかない。」と思う方もいるかもしれません。

しかし、実際には国際的な共同研究等を円滑に、そして安心して行うための基盤としての役割を果たすものなのです。

例えば、海外の共同研究者との間で技術のやり取りや資機材（貨物）の移動を行う場合、自分の大学で輸出管理が的確に実施されていないと、規制の対象であることに気が付かないままやり取りを行い、その研究が重要な進展段階に入ってから、そのことが違法な貿易として指摘され、共同研究が円滑に進められなくなるという事態になりかねません。

また、大学の輸出管理が的確になされていれば、大量破壊兵器等の開発などの懸念を持たれている国からの研究者や留学生の受け入れなどに伴うトラブル防止にも役立ちます。

一方、国際合意に基づく安全保障輸出管理の法令上の仕組みは、関係各国にも存在し、海外の企業や大学もその国の輸出管理の法令に従わなければなりません。従って外為法に対応した輸出管理体制がしっかり確立されている大学であれば、海外の企業や大学にとっても安心して研究や事業での協力関係を築ける、信頼できる契約上の相手となり、海外の企業や大学との共同研究や事業を円滑に進めることができるのです。

Q1-4. 安全保障輸出管理に関して事前チェックが必要なのは、どんな場合ですか？

A1-4. 例えば、次のような日常的行為があげられます。わからない点があれば相談窓口にご相談下さい。

- ・ 共同研究先である海外在住の企業に、研究資料を提供する
- ・ 海外の機関に、研究装置や部品を送付する
- ・ 非公開の国際会議で、技術内容を含む研究成果を発表する
- ・ 研究内容に関して、メールで海外とやり取りする
- ・ 海外の知り合いに、公開以前にコメントをもらうため、投稿論文を送る
- ・ 海外の企業に、製造ノウハウを教える
- ・ 海外の共同研究者に、プログラムまたはプログラミング技術等、技術提供をする
- ・ 海外からの研究員、研究生・留学生を受け入れ、技術提供をする
- ・ 教員等が、教員或いは研究員等として海外に行き、技術提供をする
- ・ 外国人の研究室への見学を受け入れ、研究している技術内容を説明する、など

2. 技術提供について

Q2-1. 教育は技術の提供に該当しますか？

A2-1. 技術は技術指導、技能訓練、コンサルティングサービスその他の形態で提供されるため、このような内容が含まれる場合には、技術の提供にあたるとして管理してください。

研究室で保有し、外に発表していないノウハウやデータ等を用いて教育を行う場には、内容によっては許可が必要になる場合があります。ただし、市販されている教科書を使った講義などは、公知の技術の提供にあたるので許可を取得する必要はありません。

Q2-2. 学会での発表や学会用の原稿送付は、技術提供として規制対象になりますか？

A2-2. 学会での発表や学会などで公表することを前提に作成された原稿は、規制の対象になりません。ただし、学会参加者に守秘義務を課す、或いは参加者を限定している場合など公知とするための技術提供とはいえない場合には、許可を取得する必要があります。

また、大量破壊兵器等の開発などを助長する可能性のある技術については、科学者倫理の面からも、公開の適否について慎重に判断するようにして下さい。

Q2-3. 海外出張で技術データや設計図面などを持っていく場合、問題がありますか？

A2-3. 自己使用目的で、誰にも提供せずに持ち帰るのであれば、対外取引とみなされないうために、基本的に問題はありません。そうではなく、誰かに提供するために持ち出す場合、技術データや設計図面などがリスト規制技術に該当していれば許可が必要になります。リスト規制に該当しない場合でも、キャッチオール規制（ホワイト国以外の国で、大量破壊兵器や武器に使われる恐れがある場合）に該当すれば許可が必要です。

Q2-4. 電話やメールでのやりとり、海外の発表会後の個人的な食事会での会話は、技術の提供に該当しますか？

A2-4. 電話やメール、食事会での会話なども技術の提供に当たります。

Q2-5. 特許情報を提供する場合、許可が必要ですか？

A2-5. 公開特許情報は「公知の技術」にあたり、許可を取得する必要はありません。

3. 貨物輸出について

Q3-1. 海外渡航でノートパソコンやUSBを持ち出す場合、許可が必要ですか？

A3-1. パソコンの性能が規制に該当する場合は、輸出許可が必要になります。ただし、一般的に市販されているノートパソコンの携行については、格納情報含め本人のみが使用し、日本に持ち帰る場合であれば、輸出許可は不要です。同様に、技術情報が入ったUSB等を本人使用のみで技術提供はおこなわないのであれば規制の対象とはなりません。

Q3-2. 購入した計測機器など海外へ持ち出す場合、どうしたらよいですか？

A3-2. 必ず事前チェックをおこない、規制対象に該当するかどうかを確認することが必要です。その際、購入先（メーカー、商社等）から、該非判定書を入手して確認することができます。非該当の場合はそのまま持ち出しができますが、該当の場合は輸出許可を取得する必要があります。

また、その計測機器が米国製の場合は、米国の再輸出規制について該当、非該当の確認が必要になります。該当の場合には、米国政府の輸出許可が必要になります。

（米国の技術を外国に提供する場合も該非の確認が必要。米国の再輸出規制に違反した場合、輸出禁止、懲役、罰金、Denied Persons指定といった制裁があります）

4. その他

Q4-1. 申請後、輸出許可取得までの日数はどれくらいかかりますか？

A4-1. 大量破壊兵器等に関する申請を除き、申請から許可まで日数は、おおよそ2～3週間かかります。事前に余裕をもって申請準備をすることが必要です。

Q4-2. リスト規制に該当しないというメーカーからの連絡を受けたので、確認せず本来許可が必要な貨物を無許可で輸出してしまった場合は誰の責任になるのでしょうか？

A4-2. 外為法に基づき罰せられる場合があるのは、本来許可が必要な貨物や技術が無許可で輸出または提供した者です。たとえメーカーが該非判定を間違えた場合であっても、大学が輸出を行っていれば大学が外為法違反の責任を問われます。必ず該非判定書の内容について確認するようにしてください。

Q4-3. ノートパソコンを私用で海外出張に持っていくことは許可を取得する必要がないと聞きました。しかし、規制対象技術が入っている場合、紛失や盗難などでその技術がおかしなところで使われることがわかった場合、技術提供に関する外為法上の処分はどのようなのでしょうか？

A4-3. 一般に市場で広く販売されているノートパソコンは、一部を除き、自己使用目的で持ち出す場合には輸出許可を取得する必要はありません。しかし、パソコンの中に入っている規制対象技術を外国において提供するためにパソコンを海外へ持ち出す場合は許可を取得する必要があります。また紛失や盗難を装ってパソコンの中に入っている規制対象技術を外国において提供すると外為法違反になります。万が一の問題を最小化するためにも、パソコンへのログインパスワードの設定やハードディスク上の情報の暗号化など対策しておくことが必要です。

Q4-4. USBメモリに規制対象技術情報を入れて持ち歩いているとき、紛失してしまった場合や盗難にあった場合、外為法違反になるのでしょうか？

A4-4. 対外取引の意思や目的がある場合は違反に問われ得ますが、そうでない場合は違反にはなりません。ただし紛失や盗難の事実関係を明らかにして記録に残しておく、後日何らかの説明求められたときに役に立つことがあります。また、このような万が一の問題を最小化するためにも、技術情報等をUSBメモリに入れて持ち運ぶ場合は、ファイルの暗号化、パスワードの設定など対策しておくことが必要です。

Q4-5. 法令違反が生じた場合で処分を受ける際、その処分は輸出した本人に限定されるのでしょうか？

A4-5. 違反の内容如何によっては、当該個人および所属する大学の両方が処分対象となります。（罰則は、10年以下の懲役、1000万円以下の罰金ですが、大学に対しても、3年以内の輸出禁止措置が科される場合があります）

7. 連絡・相談窓口

(学内)

◆ 研究支援課 産学官連携室 (電話：052-735-5627 内線：5627)

法令を知らなかった、技術提供が規制対象であると知らなかったなど注意を怠ると、予期せぬところで違反を犯してしまう可能性があります。

不明な点、或いは判断に迷うことがあれば、産学官連携室にお尋ね下さい。

◆ 名古屋工業大学 安全保障輸出管理ホームページ

URL: <http://tic.web.nitech.ac.jp/inside/export-management/>

(学外)

◇ 経済産業省安全保障貿易審査課 電話：03-3501-2801

・ リスト規制の該非判定の相談、キャッチオール規制の相談、輸出許可申請手続き等

◇ 経済産業省安全保障貿易管理ホームページ

URL: http://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html

・ 関係法令、リスト規制、貨物・技術のマトリックス表、外国ユーザーリストなど掲載

◇ 一般財団法人安全保障貿易情報センター (CISTEC) ホームページ

URL: <http://www.cistec.or.jp/>

・ 輸出管理に関する情報提供、書籍・セミナー案内など



名古屋工業大学